

(様式5)

視察報告書

令和 6 年 1 1 月 5 日

鳥取市議会議長 西村 紳一郎 様

鳥取市議会議員

岡田 実

令和6年10月24日(木)から令和6年10月25日(金)まで視察しましたので、その結果を下記のとおり報告します。

記

1 目的 家庭教育支援条例の先進地視察のため

我が国では急激な少子化が進んでおり、その要因として子育てしづらい環境が指摘されている。そして各自治体では惜しみない努力をしており、我が鳥取県においては「子育て王国とっとり条例」を制定し、鳥取市においても「鳥取市子ども子育て支援事業計画」を策定し計画を推進している。

ところが子どもたちが素直に成長するための環境はますます悪化し、家庭内では家庭内暴力、過保護、過干渉、放任の増加、学校内ではいじめの増加、さらに10代ママの増加、シングルによる子育ての増加、10代の性病感染者数の増加など、環境の改善の見込みは見えてこない。

そこで子どもの成長を守るため、現在の社会における多様な環境がある中で、まず「子育ての基本は家庭にある」という基本に立ち返り、家庭教育の分野において行政としての支援は、どのような政策を、どのように実施しているのか先進地の事例を視察した。

2 視察先及び視察内容

(1) 10月24日(木) 13時30分～14時30分

熊本県庁	市町村教育局	社会教育課	課長	福永 公彦
〃	〃	〃	審議員	田原 里恵
〃	〃	家庭教育支援班	参事	工木 圭吾郎

(同 席) 熊本県議会議員 溝口 幸治

【内容】

- ・くまもと家庭教育支援条例制定の経緯について
- ・取り組みの内容と主な成果、主な課題について
- ・くまもと家庭教育支援条例と教育基本法との整合について
- ・市町との関わりについて

【配布資料】

- ・「くまもと家庭教育支援条例」に基づく家庭教育支援の施策
- ・くまもと家庭教育支援条例、条例の県民向け説明チラシ
- ・「親の学び」講座のすすめ、「親の学び」オンデマンド講座
- ・くまもと「親子の学び」プログラム
- ・くまもと家庭教育10か条
- ・児童生徒のための携帯電話スマートフォンの利用5か条
- ・くまもとの家庭教育、親子で身につけよう！生活リズム

(2) 10月25日(金) 13時30分～15時00分

岐阜県庁	環境生活部	県民生活課	生涯学習企画監	安藤	由美子
〃	〃	〃	課長補佐	片岡	留美
〃	〃	〃	課長補佐	若森	美恵子

【内容】

- ・岐阜家庭教育支援条例制定の経緯について
- ・取り組みの内容と主な成果、主な課題について
- ・岐阜家庭教育支援条例と教育基本法との整合について
- ・市町との関わりについて

【配布資料】

- ・岐阜県の家庭教育支援について
- ・岐阜県家庭教育支援条例
- ・「話そう！語ろう！我が家の約束」運動
- ・企業内家庭教育研修 啓発チラシ
- ・岐阜県ワークライフバランス推進エクセレント企業取組事例集
- ・孫育てガイドブック

3 所見

(1) 家庭教育支援条例の策定の経緯について

家庭教育支援条例の策定の経緯について、熊本県及び岐阜県は議員提案により条例制定している。

特に日本で初めて条例制定した熊本県においては、もともと子ども輝き条例があり、施策として「くまもと家庭教育10箇条」を平成17年1月から実施していたが、当時の熊本県議会議員には子育て世代の議員が多くいて、子育てに対する不安や不満、学校や保育園でのいろいろな問題が増えつつあり、社会的には「家庭の教育力の低下」、「深刻な問題の顕在化」が目立ってきた。そして県議会議員は家庭教育支援条例の案づくりなどを進めていたが、熊本県は県による家庭教育支援条例の策定に難色を示していた。その後、平成18年に教育基本法の見直しにより、第10条に「家庭教育」が取り込まれたことで、条例制定へ向けての動きが活発化した。条例制定には、教育委員会部局、知事

部局それぞれが入り、議員は交渉会派である３派で構成した超党派で委員会をつくり議論を丁寧に進めた。また、委員会や勉強会における学識経験者（大学教授等）の選定にあたっては賛成派と反対派の双方の立場の意見を取り入れた。パブリックコメントは団体や個人から約１００件あり、そのうち賛同意見が多かったものの、反対意見に対しては提案議員が丁寧な説明と対応を行ったとのこと。

（２）主な取り組みと成果について

熊本県と岐阜県は様々な事業に取り組んでいるが、両者とも共通して説明して頂いたことは、家庭教育支援条例が制定されたことにより「体制が整備されたこと」であった。「家庭教育」という課題に対する各政策について、どの部局やどの課であっても縦割りではなく横連携が充実したとのこと。熊本県では６部局２０課で８１施策に取り組んでいる。岐阜県においては、知事部局、教育委員会、警察本部の関係課２０課で取り組んでいる。さらに県の事業体制に加え市町村の事業実施体制が確立している。

現場の事業では、保護者が家庭教育を学ぶため講座を保育所、小学校、中学校、高校の保護者を対象に数多く実施している。また支援員等の配置によって、様々な環境にある様々な立場の保護者、児童や生徒からの相談を、対面や電話、SNSを活用したりしながら受け付けている。その他として支援員等のスキルアップのためのリーダー研修など行っている。さらに、ガイドブックや、チラシ、パンフ、ユーチューブなど活用した情報発信も数多く取り組んでいる。

課題としては、各家庭の状況に応じた保護者への支援について、保護者・地域住民・学校等の連携による活動の促進について、さらに充実していく必要があると、熊本県及び岐阜県ともほぼ共通している。

（３）その他

家庭教育支援条例は、平成２５年４月に熊本県が全国で初めて施行（平成２４年１２月公布）して以降、全国で１０県、６市で施行されるまでになっているが、行政が家庭内にまで踏み込むということから、賛同する意見がある一方、反対する意見もあったと聞いている。

しかし視点を変えてみると、これまで行政は「学校」や「地域」を通して子どもの教育を支援してきたが、昨今の「家庭の教育力の低下」や「深刻な問題の顕在化」の解決策とはなっていない現実がある。これは「家庭内の問題は家庭の責任である」ということにより、行政は「家庭内の問題に目をそむけ、放置してきた」とも捉えられることができる。

この度の先進地の視察を通して、熊本県及び岐阜県の両者の担当者から感じたことは、家庭教育支援条例があるからこそ、行政として何ができるかについて、各家庭の考えを尊重し向き合いながら、様々な課題を克服できる政策を実施しているという自信（現場でつかんでいるたしかな手応）と強い熱量を感じた。